

四 発行方法
三 用振等
二 の法発行
一 条律項及
の根拠

○財務省告示第十八号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成
二十二年十二月二十日に発行した政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年一月十一日

財務大臣 野田佳彦

九 八	七 ロ イ 振 額 最 低 替 額 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六 ロ イ 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	五 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千三千四 四千二兆 百四百四 五百円千 十七三 円十百 億十億 千九 百九 千九 百十五 二十一 一万五 四万	千額億額 万面六面 円金千金 額万額 で円で 三四四 三千兆 四四千 百七三 七三百 一一一 一億五 七	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内参募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい

